

浦安都市計画地区計画の決定（浦安市決定）

都市計画入船四丁目さつき苑地区地区計画を次のとおり決定する

平成24年10月26日浦安市告示第103号

名	称	入船四丁目さつき苑地区地区計画
位	置	浦安市入船四丁目の一部
面	積	約3.1ha
地区計画の目標		<p>本地区は、JR京葉線新浦安駅の北東へ約800メートルに位置し、宅地開発事業により道路、公園などが整備された戸建住宅地で、良好な住環境が形成されている。</p> <p>ゆとりある緑豊かで美しいまち並みを有しており、戸建て住宅の住環境の維持、保全及び魅力ある住宅地としてのまちづくりを図ることを目標とする。</p>
区域の整備、開発及び保全に関する方針	土地利用の方針	本地区は、戸建住宅を主とした低層住宅等が形成されており、今後とも、ゆとりのある良好な住環境の維持、保全を図る。
	地区施設の整備方針	地区内区画道路及び公園については、既に宅地開発事業により整備済みであり、今後ともこれらの地区施設の機能の維持、保全を図る。
	建築物等の整備方針	地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、良好な住環境の維持、保全を図るため、建築物の用途の制限及び建築物の敷地の面積の最低限度を定める。

地区整備計画	建築物に関する事項	建築物の用途の制限	次に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。 1 1戸建ての住宅 2 兼用住宅（建築基準法施行令第130条の3に規定する兼用住宅をいう。） 3 診療所、診療所併用住宅 4 2戸の長屋建て住宅で前各号の建物からなるもの 5 公益上必要な建築物で、市長が街区及び周辺的环境保全に支障がないと特に認めたもの
		建築物の敷地の面積の最低限度	150平方メートル。 ただし、現時点で（地区計画施行日）に150平方メートル未満の場合、現時点での敷地面積を最低限度とする。 また、公益上必要な建築物は、この限りではない。

「区域は計画図表示のとおり。」

理由

良好な住環境の維持、保全を図るため、地区計画を決定する。

# 入船四丁目さつき苑地区地区計画区域図

